

在宅医療を利用できる方

在宅で療養を行なっている患者で通院が困難な方が対象です。

例えば・・・



難病などの場合



慢性疾患などの場合



たんの吸引などが頻繁に必要な場合

医師による在宅医療

訪問診療（定期的な訪問）

計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

往診（不定期な訪問）

急変の際などに、不定期に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

かかりつけ医は、病気の治療や予防など健康について気軽に相談できる心強い存在です。病状に応じて、ふさわしい医療機関や介護サービスとも連携してくれます。

在宅医療で受けられる主なサービス

かかりつけ医等が自宅などでの療養が必要だと判断した時に、以下のサービスを受けられます。

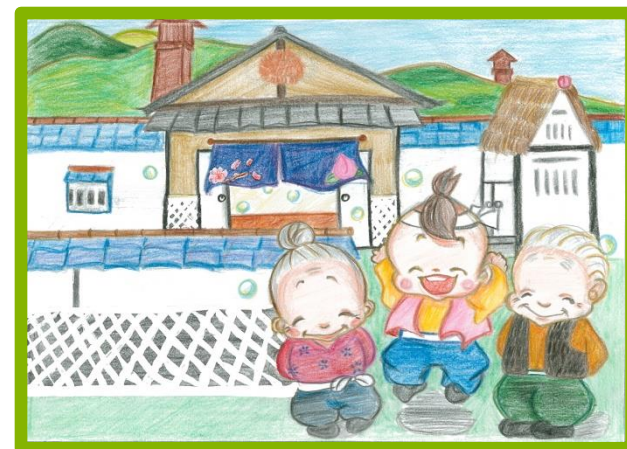
訪問診療	通院が困難な方のご自宅に 医師 が訪問し、診療を行います。	
訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導	通院が困難な方のご自宅に 歯科医師・歯科衛生士 が訪問し、歯の治療や入れ歯の調整等を通じて食事を噛んで飲み込めるよう支援を行います。	
訪問看護*	看護師等 がご自宅に訪問し、安心感のある生活を営めるよう処置や療養中の世話等を行います。	
訪問薬剤管理*	通院が困難な方のご自宅に 薬剤師 が訪問し、薬の飲み方や飲み合わせ等の確認・管理・説明等を行います。	
リハビリテーションによる訪問*	通院が困難な方のご自宅に 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 が訪問し、運動機能や日常生活に必要な動作を行えるように、訓練や家屋の適切な改造の指導等を行います。	
訪問栄養食事指導*	管理栄養士 がご自宅に訪問し、病状や食事の状況、栄養状態や生活の習慣に適した食事等の栄養管理の指導を行います。	

* 医師の指示のもとで実施

（令和元年5月現在）

教えて!在宅医療

東広島版



在宅医療を知るの巻

（一社）東広島地区医師会

厚生労働省ホームページより編集
[在宅医療に関する普及・啓発リーフレット]
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html>

通院が難しくなったときや退院後など、自宅等※でも医療を受けられます。

困ったときのために、前もって
かかりつけの医師やケアマネジャーと相談し、
色々な選択肢を見つけておきませんか？

☆ 介護サービスの利用についても
今から調べておきましょう！
例えば…

- 要介護認定の申請場所は東広島市介護保険課
- 一時的に施設を利用する時はショートステイ
- 自宅などを訪問し、食事・入浴の介助や掃除・洗濯の援助などを通じて、生活支援を利用する時は訪問介護（ヘルパー）



ケース 1 通院が困難となり、通院していた方が自宅等※での在宅医療へ

ケース 2 病状が進むなどで入院し、退院後に自宅等※での在宅医療へ

在宅医療

～ 自宅等※で受ける医療 ～

※ 例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか高齢者住宅等のお住まいで、医療を受けることも可能。

在宅医療では

医師の指示のもと
それぞれの専門知識をもつ医療職が連携し
あなたの自宅等※を訪問することで
専門的なサービスを受けられます。



訪問歯科診療
歯科医師
歯科衛生士

理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
訪問によるリハビリテーション

訪問薬剤管理
薬剤師

管理栄養士
訪問栄養食事指導

各サービスの内容は、裏面をご参照ください。地域によって受けられるサービスが異なる場合もありますので、医師・ケアマネジャー等とも相談しましょう。